

R5	税務署整理欄

被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例適用チェック表

このチェック表は、相続又は遺贈により取得した被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例の適用要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書及び譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）とともに提出してください。

《特例の概要》

被相続人の居住用財産を譲渡した場合で一定の要件を満たすときに、譲渡所得の金額の計算上3,000万円までの特別控除額を控除することができる特例です（措法35③）。

		氏名		
チ ェ ッ ク 項 目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)			該 当	非該当
1	あなたは、譲渡した資産の前所有者（被相続人）の相続人又は包括受遺者ですか。		は い	いいえ
2	相続又は遺贈により取得した被相続人の居住用財産を譲渡したもので、その相続開始の日は、令和2年1月2日以後ですか。		は い	いいえ
3	あなたは、相続又は遺贈により被相続人が居住の用に供していた家屋及びその家屋の敷地等の両方を取得していますか（家屋のみ又は敷地等のみを取得した場合は、この特例の対象外です。）。		は い	いいえ
4	あなたは、被相続人が居住の用に供していた家屋及びその家屋の敷地等について、既にこの特例の適用を受けていますか。		いいえ	は い
5	被相続人が居住の用に供していた家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものですか。		は い	いいえ
6	被相続人が居住の用に供していた家屋は、区分所有建物（マンション等）ですか。		いいえ	は い
7	配偶者、直系血族、生計を一にする親族、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、一定の同族会社等への譲渡ですか。		いいえ	は い
8	譲渡した資産の対価の額は、1億円以下ですか。 (注)被相続人が居住の用に供していた家屋又はその家屋の敷地等を相続等により取得した、あなたを含む相続人等が、相続の時からあなたが譲渡した日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに当該家屋又は当該家屋の敷地等を譲渡した価額の合計額が1億円を超える場合には、本特例を適用することはできません。		は い	いいえ
9	被相続人の居住用財産に、相続開始の直前において被相続人が居住していたか否かに応じ、該当する区分の項目についてチェックしてください（該当区分の「□欄」にチェック（✓）を付してください）。 <input type="checkbox"/> 被相続人が居住していた場合 <input type="checkbox"/> 老人ホーム等に入居又は入所しており被相続人が居住していなかった場合（右のチェック項目の全てが「はい」の場合のみ「該当」となります。）	被相続人は、被相続人が居住の用に供していた家屋に相続開始の直前において1人で住んでいましたか。 次のいずれか（以下「特定事由」といいます。）に該当しますか。 (1) 介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人その他これに類する被相続人が、①老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム、②介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院、③高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅（①の有料老人ホームを除きます。）に入居又は入所していたこと。 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援区分の認定を受けていた被相続人が、同法に規定する障害者支援施設（施設入所支援が行われるものに限ります。）又は共同生活援助を行う住居に入所又は入居していたこと。 被相続人が居住の用に供していた家屋は、被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続開始の直前まで、引き続き被相続人の物品の保管等の用に供されており、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の方の居住の用に供されていませんでしたか。 被相続人が老人ホーム等に入居又は入所した時から相続開始の直前までの間において、老人ホーム等が被相続人の主たる居住用家屋ですか。 老人ホーム等への入居又は入所により被相続人の居住の用に供されなくなる直前において、被相続人以外に居住していた方はいませんでしたか。	は い	いいえ

(裏面へ続きます⇒)

チエック項目		該当	非該当
(チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)			
10	被相続人が居住の用に供していた家屋を取り壊したか否かにより、該当する区分の項目についてチェックしてください（該当区分の「□欄」にチェック（✓）を付してください。）	はい	いいえ
	□ 家屋を取り壊さずに譲渡した場合（右のチェック項目の全てが「はい」の場合のみ「該当」となります。）		
	被相続人が居住の用に供していた家屋又はその家屋とともにその家屋の敷地等を譲渡しましたか。		
	譲渡した家屋は、相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供していませんでしたか。		
11	□ 家屋を取り壊してから譲渡した場合（右のチェック項目の全てが「はい」の場合のみ「該当」となります。）	いいえ	はい
	被相続人が居住の用に供していた家屋の全部の取壊し等をした後に、その家屋の敷地等のみを譲渡しましたか。		
	取壊し等をした家屋は、相続の時から取壊し等の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供していませんでしたか。		
	譲渡した敷地等は、相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供していませんでしたか。		
この譲渡について、次の特例の適用を受けますか。			
(1) 固定資産の交換の場合の特例（所法58）			
(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の税率の軽減の特例（措法31の2）			
(3) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）			
(4) 収用等の交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2）			
(5) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）			
(6) 収用交換等の場合の5,000万円の特別控除の特例（措法33の4）			
(7) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（措法34）			
(8) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（措法34の2）			
(9) 特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の1,000万円の特別控除の特例（措法35の2）			
(10) 低未利用土地等を譲渡した場合の100万円の特別控除の特例（措法35の3）			
(11) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）			
(12) 特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の4）			
(13) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）			
(14) 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（措法37の6①二）（一部）			
(15) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の8）			
(16) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（措法39）			

- (注) 1 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例（措法35①）の適用を受ける場合においても、重複してこの特例（措法35③）を適用することはできませんが、その場合、特別控除の限度額は合計で3,000万円となります。
- 2 この特例の適用を受けようとする方は、被相続人が居住の用に供していた家屋又はその家屋の敷地等を相続等により取得した他の相続人等に対し、譲渡をした旨、譲渡をした日等の事項を通知しなければなりません（措法35⑦）。
- 3 この特例は、譲渡資産の前所有者（被相続人）から相続又は遺贈により取得した持分に対応する部分の譲渡所得に適用があるため、被相続人の相続開始前からあなたが所有していた持分に対応する部分の譲渡所得は、本特例の対象とはなりません。
- (参考) 基礎控除や配偶者(特別)控除などの所得控除の適用に当たっての「合計所得金額」の判定は、3,000万円までの特別控除前の金額で判定します。

【添付書類】

この特例の適用を受けるためには、次に掲げる区分に応じ、下表の○を付した書類を確定申告書に添付する必要があります。

- イ 被相続人が居住の用に供していた家屋又はその家屋とともにその家屋の敷地等を譲渡した方
- ロ 被相続人が居住の用に供していた家屋の全部の取壊し等をした後にその敷地等のみを譲渡した方

	イ	ロ	添付書類
1	○	○	被相続人が居住の用に供していた家屋及びその家屋の敷地等の「登記事項証明書」その他の書類で次に掲げる事項を明らかにするもの ① 譲渡をした方が、被相続人の居住の用に供していた家屋及びその家屋の敷地等を被相続人から相続等により取得したこと。 ② 被相続人の居住の用に供していた家屋が、昭和56年5月31日以前に建築されたこと。 ③ 被相続人の居住の用に供していた家屋が、区分所有建物（マンション等）ではないこと。
2	○	○	「譲渡に係る売買契約書の写し」その他の書類で「譲渡した資産の対価の額が1億円以下であることを明らかにするもの」
3	○	○	譲渡した資産の所在地の市区町村長から交付を受けた「被相続人居住用家屋等確認書」 ※ 上記チェック項目9及び10の適用要件についての確認書となります。
4	○		譲渡した家屋が、譲渡時において地震に対する安全性に係る規定又は基準に適合するものである旨を証する次のいずれかの書類 ① 「耐震基準適合証明書」 譲渡した家屋の譲渡の前日2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。 ② 「建設住宅性能評価書の写し」 譲渡した家屋の譲渡の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。

(注) 「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類を添付することなどにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。